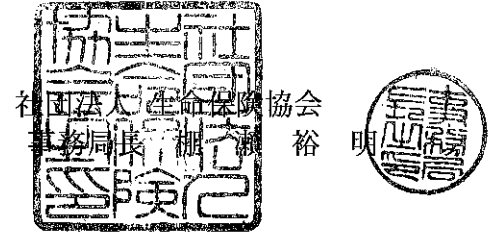


広第 67 号  
平成 18 年 9 月 15 日

特定非営利活動法人  
ひょうご消費者ネット御中



### 申入れの回答期限延長のお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、貴団体より 8 月 21 日付文書にてお申入れのありました件につきましては、当会にて鋭意検討しておりますが、本件につきましては、検討の前提として、会員各社の実務等について調査することが必要です。この調査期間および当会内での諸手続きを含めると、1 カ月という期限内の回答は、困難な状況にあります。

つきましては、回答期限を 10 月 31 日 (火) までとさせて頂きたいと存じます。宜しくお願ひ申し上げます。

敬 具